

障害基礎年金

障害基礎年金額の年金額

1級障害 99万9,400円

2級障害 79万9,500円



支給を受けるためには

- ① 障害の原因となった病気、ケガで初めて医師の診療を受けた日（「初診日」といいます）に①国民年金の被保険者であるとき
- ② 国民年金の被保険者であった人が、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき。
- ③ 初診日から1年6カ月を経過した日（その期間内に治った場合はその日。ともに「障害認定日」といいます）の障害の程度が国民年金法で定める1級または2級であること。
- ④ 初診日の属する月の前々月までに被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること。

※ 平成18年3月31日までに初診日がある場合は、特例として初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納期間がなければ受けられます。
※ 20歳前の病気やケガによる障害者は20歳から受けられます。なお、この場合、本人の所得制限があります。

遺族基礎年金

遺族基礎年金額の年金額

子(1人)のある妻 102万9,500円

子本人の場合 79万9,500円



支給を受けるためには

- ① 国民年金の被保険者であること。
 - ② 国民年金の被保険者であった人で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること。
 - ③ 老齢基礎年金の受給者であること。
 - ④ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人であること。
- ただし、①、②の場合、被保険者期間のうち保険料納付済期間（免除期間も含む）を合計した期間が3分の2以上必要です。

※ 平成18年3月31日までに死亡した場合は、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料滞納期間がなければ受けられます。

国民年金の独自給付

① 付加年金

付加保険料（月額400円）を納付していた人には、付加年金（200円×付加保険料納付月数）が老齢基礎年金に加算されて支給されます。

② 寡婦年金

夫が亡くなったとき、その妻に60歳から65歳になるまでの間、寡婦年金が支給されます。ただし、一定の条件を満たしている必要があります。

③ 死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金や障害基礎年金などの年金を受けずに亡くなったとき、一緒に生活していた遺族に死亡一時金が支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられる場合には支給されません。

第1号被保険者には老齢・障害・遺族基礎年金以外に、次の給付があります。

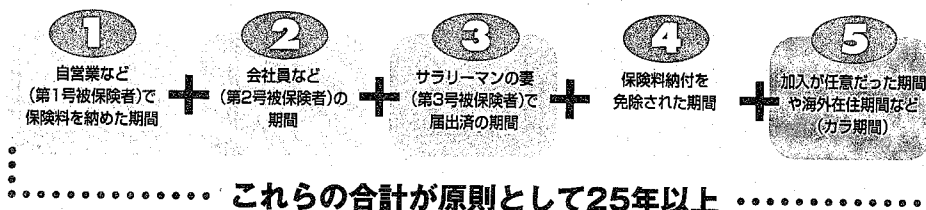
どんな年金がもらえるの？



老齢基礎年金

65歳から老齢基礎年金を受けるためには、受給資格期間が原則25年以上あることが必要です。

■受給資格期間



■老齢基礎年金の計算式

満額で79万9,500円

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまで40年間（加入可能年数）保険料を納めると満額の年金が受けられますが、未納期間や免除期間がある場合にはその期間に応じて減額されます。

$$79万9,500円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times 1/3}{40年（加入可能年数） \times 12か月}$$

◎あなたの場合

$$79万9,500円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} (①+②+③) + \text{保険料免除月数} (④)}{\text{加入可能年数} \times 12か月} = \text{円}$$

■繰上げ請求・繰り下げ請求

老齢基礎年金の受給開始年齢は65歳ですが、希望すれば、65歳になる前、もしくは66歳以降に受け取ることもできます。

65歳を100%としたときの支給率

繰り上げ 支給	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
	58%	65%	72%	80%	89%

繰り下げ 支給	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
	112%	126%	143%	164%	188%

一旦受給を始めると支給率は一生変わりません。

